

平成30年第2回定例会

(初 日)

平成30年6月6日

平成30年第2回平川市議会定例会議事日程（第1号） 平成30年6月6日（水）
午前10時05分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議員派遣第1号 議員の派遣について
議員派遣第2号 議員の派遣について
- 第6 議案第60号 平川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案
議案第61号 平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第62号 平川市東部地区デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案
議案第63号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第64号 財産の取得について
議案第65号 財産の取得について
議案第66号 工事の請負契約について
議案第67号 市道路線の廃止について
議案第68号 市道路線の認定について
議案第69号 平成30年度平川市一般会計補正予算（第1号）案
- 第7 報告第5号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第4号 平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
・専決第5号 平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例の一部を改正する条例
・専決第6号 平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
・専決第7号 平川市税条例等の一部を改正する条例
・専決第8号 平川市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
・専決第9号 平川市行政区の統合に伴う関係条例の整理に関する条例

- ・専決第 10 号 平川市重度心身障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例
- ・専決第 11 号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

報告第 6 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて

- ・専決第 12 号 平成 29 年度平川市一般会計補正予算（第 6 号）
- ・専決第 13 号 平成 29 年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第 1 号）
- ・専決第 14 号 平成 29 年度平川市石郷財産区一般会計補正予算（第 1 号）
- ・専決第 15 号 平成 29 年度平川市平田森財産区一般会計補正予算（第 1 号）
- ・専決第 16 号 平成 29 年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算（第 1 号）
- ・専決第 17 号 平成 29 年度平川市新館財産区一般会計補正予算（第 1 号）
- ・専決第 18 号 平成 29 年度平川市館田財産区一般会計補正予算（第 1 号）
- ・専決第 19 号 平成 29 年度平川市岩館財産区一般会計補正予算（第 1 号）
- ・専決第 20 号 平成 29 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算（第 1 号）

報告第 4 号 放棄した私債権の報告について

報告第 7 号 平成 29 年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 8 号 平成 29 年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 9 号 平成 29 年度平川市学校給食センター特別会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 10 号 専決処分した事項の報告について

- ・専決第 3 号 損害賠償額の決定について
- ・専決第 21 号 損害賠償額の決定について
- ・専決第 22 号 損害賠償額の決定について

報告第 11 号 専決処分した事項の報告について

- ・専決第 23 号 工事の請負変更契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	教育委員会事務局長	大湯 幸男
副市長	古川 洋文	会計管理者	鈴木 浩
総務部長	齋藤 久世志	農業委員会事務局長	石田 善久
企画財政部長	須藤 俊弘	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓子
市民生活部長	白戸 照夫	平川診療所事務長	今井 匡己
健康福祉部長	三上 裕樹	監査委員事務局長	三上 庚也
経済部長	西谷 司	教育長	柴田 正人
建設部長	木村 雅博	農業委員会会長	柴田 博明
尾上総合支所長	長谷川 尚道	選挙管理委員会委員長	内山 久人
礎ヶ関総合支所長 兼礎ヶ関診療所事務長	山田 一敏	代表監査委員	鳴海 和正

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	相馬 昌幸	主幹兼議事係長	長濱 貴弘
事務局次長補佐	清藤 哲彦	主事	一戸 岬

○議長
(齋藤政子議員)

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回平川市議会定例会を開会いたします。

本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

本定例会は、タブレットと従来の紙の配付資料を並行して運用いたします。タブレットを利用される議員は、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただくようお願いいたします。また、タブレットの運用に伴い、タブレット操作補助員として、議会事務局職員が議場内に待機しておりますので、タブレット操作で不具合がありましたら、挙手でお知らせいただければ、随時対応いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番、葛西清仁議員及び15番、工藤竹雄議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る6月1日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、お手元に配付した会期日程表(案)のとおり会期は本日6日から14日までの9日間と決定されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は本日6日から14日までの9日間としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日6日から14日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より議案第60号から議案第69号及び報告第4号から報告第11号までの合計18件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

監査委員より、平成30年1月から3月分の例月出納検査報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

陳情第3号道路拡張工事に関する陳情書、陳情第4号交通手段強化に

関する陳情書、陳情第5号いじめ防止対策に関する陳情書、陳情第6号臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書、意見・要望書第2号市発注工事に関する要望書、意見・要望書第3号階段を無くしてスロープに関する請願書、平成29年度下半期平川市公営企業会計業務状況説明書、平成29年度平川市土地開発公社事業報告書及び収支決算書、平成30年度平川市土地開発公社会計予算書、第21期碓ヶ関開発株式会社決算報告書、第22期碓ヶ関開発株式会社平成30年度予算書、平成30年第1回定例会以降の議会の諸般事項報告書、以上についてそれぞれ配付しておりますので、御精読願います。

また、去る2月24日から2月27日までの日程で実施されました台湾台中市議員研修視察報告書の追加提出があり、机上に配付しておりますので、御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第60号平川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案から報告第11号専決処分した事項の報告についてまでの18件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

おはようございます。

平川市議会平成30年第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、お祝いと市政にかかわる諸般の報告を申し上げます。

先ほどは、工藤竹雄議員、小野敬子議員に全国市議会議長会による15年表彰、10年表彰が、それぞれ伝達されました。

受賞されたお二方には、心からお祝いを申し上げますとともに、長年に渡って議員活動に御精励されておりますことに、深く敬意を表します。

さて、新本庁舎建設関係では、議員の皆様への説明会や市民ワークショップなどを経て、先月、基本設計案についてのパブリックコメントを実施し、市民から多数の御意見をいただきました。

現在は、寄せられた意見を参考としながら、7月中に基本設計をまとめたいと、年度内の実施設計完成を目指しております。

新本庁舎建設の基本理念である市民が親しみ、交流し、にぎわいの生まれる庁舎となるよう、引き続き検討を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いをいたします。

観光分野では、6月3日に2代目となる新世界一の扇ねぶたの御披露目式をとり行ったところであります。

高さ12メートルの新たな山車は、8月の合同運行や、平川あどの祭りで、その勇姿をご覧いただけることとなります。市民のみならず、全国から多くの皆様に、本市へ足を運んでいただけるものと考えております。

○市長
(長尾忠行)

また、一昨年、県より取得した平川市食産業振興センター食ラボひらかわでは、先般、6次産業化商品の発表会が行われました。農家みずからが生産した黒ニンニクを使ったドレッシングなどの商品は、技術指導員のアドバイスを受け、試作・開発に至った食ラボ発第1号商品となります。

私も試食しましたが、野菜をおいしく食べられる商品となっており、市場で人気が出ることを大いに期待しております。これを契機として、2例目、3例目となる商品が開発され、農家の所得向上につながることを願っております。

地域おこし協力隊では、昨年より2名の隊員を採用し、活動していただいておりますが、今年は新たに5月に1名、今月2名の隊員を採用いたしました。そのうちの2名は碓ヶ関地域に、もう1名は東部地区に配属し、それぞれの地域の活性化に向け、活動していただくこととしております。協力隊員が早く地域に打ち解けられるよう、その活動を市民の皆様とともにサポートしていきたいと思っております。

今後も、こうした平川市が元気となるような取り組みを行いながら、「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」を目指したまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第60号平川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、長期継続契約を締結することができる契約を追加するものであります。

議案第61号平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、放課後児童支援員の基準を改めるものであります。

議案第62号平川市東部地区デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案につきましては、平川市東部地区デイサービスセンターで行う業務の内容を追加するものであります。

議案第63号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴い、固定資産税の特別措置の対象となる業種等を改めるものであります。

議案第64号財産の取得については、消防ポンプ自動車1台を取得するため、笹消防資材代表、笹孝と2,154万6,000円で契約を締結するものであります。

議案第65号財産の取得については、小型除雪車1台を取得するため、有限会社尾崎自動車商会代表取締役、尾崎行雄と2,019万6,000円で契約

を締結するものであります。

議案第66号工事の請負契約については、平川市碓ヶ関総合支所移転改修工事の請負契約について、吉川・関特定建設工事共同企業体代表者吉川建設株式会社代表取締役、吉川功一と2億7,108万円で契約を締結するものであります。

議案第67号市道路線の廃止については、柏木町地区の宅地開発で整備された路線の終点位置の変更に伴い、市道の再認定が必要になったことから、当該路線について廃止するものであります。

議案第68号市道路線の認定については、八幡崎地区及び柏木町地区の宅地開発で整備され、引き渡しを受けた路線を認定するものであります。

議案第69号平成30年度平川市一般会計補正予算（第1号）案について、その提案理由を御説明いたします。

歳入歳出それぞれ1億4,794万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ208億4,794万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでありますが、事業費の特定財源として、平賀テニスコート人工芝改修事業に対する日本スポーツ振興センターからのスポーツ振興くじ助成金2,400万円、自治総合センターから町会へのコミュニティ助成事業助成金として200万円を新規計上するほか、市債1億640万円を追加することとし、不足する一般財源については、18款繰入金のうち、財政調整基金繰入金1,397万8,000円を追加するものであります。

一方、歳出の主なものとして、2款総務費では、地域おこし協力隊の経費として172万9,000円の追加、尾上町会に対するコミュニティ助成事業補助金として200万円を新規計上しております。

6款農林水産業費では、狩猟免許取得費等に対する支援として、鳥獣被害対策実施隊加入促進事業補助金14万8,000円を新規計上しております。

7款商工費では、ふるさとセンター大規模改修事業の実施設計費713万5,000円、8款土木費では、唐竹井沢1号線法面対策工事費として6,000万円を新規計上しております。

10款教育費では、平賀テニスコート人工芝改修事業費として6,960万円を新規計上しております。

以上が、一般会計補正予算案の主な内容であります。

報告第4号放棄した私債権の報告については、平川市私債権の管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、不動産貸付料及び水道料金について20件の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第4号平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めている厚生労働省令が改正されたことに伴い、当市が定める基準を改め、平成30年4月1日から施行する必要があるため、専決処分したものであります。

専決第5号平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件を改め、平成30年4月1日から施行する必要があるため、専決処分したものであります。

専決第6号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地域再生法に基づく固定資産税の特別措置の対象となる資産の取得期間を2年間延長し、平成30年4月1日から施行する必要があるため、専決処分したものであります。

専決第7号平川市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、法人市民税に係る納期限の延長があった場合の延滞金の計算期間の見直し等を行い、平成30年4月1日から施行する必要があるため、専決処分したものであります。

専決第8号平川市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業災害補償法の一部改正に伴い、法律の名称が改められたことから、所要の改正を行い、平成30年4月1日から施行する必要があるため、専決処分したものであります。

専決第9号平川市行政区の統合に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、行政区の名称及び区域を改めたことから、関係する条例を改正し、平成30年4月1日から施行する必要があるため、専決処分したものであります。

専決第10号平川市重度心身障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、医療費の助成対象者に関する規定を改め、平成30年4月1日から施行する必要があるため、専決処分したものであります。

専決第11号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の医療給付費分の課税限度額及び軽減措置の基準を改め、平成30年4月1日から施行する必要があるため、専決処分したものであります。

次に、報告第6号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第12号平成29年度平川市一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、主に平成29年度予算の予算整理として編成するため、平成30年3月31日付で専決処分いたしました。

歳入歳出それぞれ3億3,322万1,000円を追加し、予算の総額を179億8,583万2,000円とするものであります。

その内容としましては、まず繰越明許費として、すこやか住宅支援事業、担い手確保・経営強化支援事業の2事業について、繰越総額4,694万7,000円を追加いたしました。

次に歳入であります。主なものとしまして、1款市税では市民税の個人現年分に6,157万6,000円、法人現年度分に2,997万円、固定資産税では現年分と滞納繰越分を合わせて3,780万円を追加しました。

6款地方消費税交付金では5,866万5,000円、10款地方交付税では特別交付税の決定により1億2,918万6,000円を追加しました。

15款県支出金では、担い手確保・経営強化支援事業交付金3,860万9,000円を新規計上しました。

17款寄附金では、ふるさと納税7,134万2,000円を追加しております。

18款繰入金では、財政調整基金から1,916万9,000円を減額いたしました。

21款市債では、事業費の確定に伴い、旧平川診療所の解体工事の入札減により本庁舎建設事業を6,300万円減額いたしました。

以上が、歳入の主な内容であります。

一方、歳出の主なものとしましては、2款総務費では、公共施設等整備基金積立金へ4億453万6,000円を追加し、4款衛生費では、やすらぎ聖苑空調機更新事業費の確定により1,352万8,000円を減額いたしました。

6款農林水産業費では、国からの補助事業採択に伴い、担い手確保・経営強化支援事業交付金3,860万9,000円を新規計上しました。

10款教育費では、文化センター大規模改修事業の事業費の確定により894万5,000円を減額いたしました。

以上が、歳出の主な内容であります。

専決第13号平成29年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第1号）から専決第20号平成29年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算（第1号）までにつきましては、広船財産区ほか7財産区の一般会計予算において、歳入歳出を合計で567万4,000円を減額し、予算総額を1,580万5,000円としたものであります。

補正の主な理由は、森林研究・整備機構による分収造林事業の一部が今年度の事業として採択とならなかったこと等によるものであり、平成30年3月31日付で専決処分したものであります。

報告第7号平成29年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告については、平賀東小学校及び猿賀小学校改築事業の平成29年度の支出額を除

く残額について、逡次繰越いたしましたので、別紙継続費繰越計算書を調製の上、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものであります。

報告第8号平成29年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、国の補助事業採択に係る担い手確保・経営強化支援事業、そのほかすこやか住宅支援事業、雪害りんご樹緊急対策事業の合わせて3事業で、4,848万3,000円を翌年度へ繰り越すこととしましたので、別紙繰越明許費繰越計算書を調製の上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第9号平成29年度平川市学校給食センター特別会計継続費繰越計算書の報告については、平賀学校給食センター増改築事業の平成29年度の支出額を除く残額について、逡次繰越いたしましたので、別紙継続費繰越計算書を調製の上、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものであります。

報告第10号専決処分した事項の報告については、施設管理の瑕疵等による事故の損害賠償額について専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

まず、専決第3号損害賠償額の決定については、平成30年1月28日、平川市館田地区農業推進拠点施設駐車場において、同施設の屋根からの落雪により、平川市長選挙の事務従事者が所有する自動車2台へ損害を与えたものであります。損害賠償額は27万9,438円であり、過失割合は市が10割であります。

専決第21号損害賠償額の決定についてにつきましては、平成30年4月8日、食産業振興センターにおいて、設備機械の部品の劣化により、施設利用者に損害を与えたものであります。損害賠償額は24万5,264円であり、過失割合は市が10割であります。

専決第22号損害賠償額の決定についてにつきましては、平成30年3月13日、黒石市追子野木1丁目地内の県道において、公用車が相手方の軽自動車と衝突し、車両に損害を与え、また運転者及び同乗者に受傷させたものであります。損害賠償額は40万3,172円であり、過失割合は市が10割であります。

報告第11号専決処分した事項の報告については、平賀学校給食センター増築改修工事の工事請負変更契約の締結について専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

変更の概要は、施設の経年劣化に伴う内装の塗装工事等を追加するため、第1回変更契約額6億3,833万4,000円を687万9,600円増額する変更契約を締結し、総額で6億4,521万3,600円とするものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職を始め関係者からそ

れぞれ御説明申し上げたいと思います。

議員の皆様には、慎重御審議のうえ、原案どおり御議決並びに御承認を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議員派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、申し出があります議員派遣第1号及び議員派遣第2号の2件について、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣第1号及び議員派遣第2号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣第1号及び議員派遣第2号については、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま可決されました議員派遣の内容について変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第6、議案付託に入ります。

提出議案目録及び議案の付託一覧表(案)について配付しておりますので、御参照願います。

議案第60号平川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案から、議案第69号平成30年度平川市一般会計補正予算(第1号)案までの合計10件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第60号から議案第69号までの合計10件を、配付しております付託一覧表(案)のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの10件は、付託一覧表(案)のとおり、それぞれ所

管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7、報告案件に入ります。

まず、報告第4号から報告第11号までの合計8件のうち、先に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により議会への報告並びに承認を要する案件を議題といたします。

報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題といたします。

報告第5号中の専決第4号から専決第11号までの合計8件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの8件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

次に、報告第5号中の専決第4号から専決第11号までの8件について、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論のある方は、専決番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

専決第11号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、反対をいたします。

課税限度額の引き上げを伴うものであることから、反対をいたします。以上です。

○議長

次に、承認に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

ただいまの8件のうち専決第11号について反対討論がありましたので、先に専決第11号について起立により採決いたします。

専決第11号を承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、専決第11号は承認することに決定いたしました。

次に、ただいま採決されました1件を除く7件について、承認するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの7件は、承認することに決定されました。

次に、報告第6号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題といたします。

報告第6号中の専決第12号から専決第20号までの合計9件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの9件は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

次に、報告第6号中の専決第12号から専決第20号までの9件について、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、専決番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、報告第6号中の専決第12号から専決第20号までの9件について一括採決いたします。

ただいまの9件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの9件は、承認することに決定いたしました。

次に、報告第4号放棄した私債権の報告について、報告第7号平成29年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告第8号平成29年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第9号平成29年度平川市学校給食センター特別会計継続費繰越計算書の報告について、報告第10号専決処分した事項の報告について及び報告第11号専決処分した事項の報告についての合計6件を一括議題といたします。

報告内容につきましては、先ほど市長より説明がありましたので、報告第4号は、平川市私債権の管理に関する条例第11条第2項、報告第7号及び報告第9号は、地方自治法施行令第145条第1項、報告第8号は、

地方自治法施行令第146条第2項、報告第10号及び報告第11号は、地方自治法第180条第2項の各規定により、報告のみで終わります。

次に、お諮りいたします。

7日は議案熟考のため、8日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、7日、8日は本会議を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は11日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。

○議長

午前10時57分 散会